

## (11) 景観の保全について

### 想定課題

国会等移転に伴う都市づくりにおいては、那須地域の優れた景観の保全について配慮すべきではないか。

### 対応方向

那須地域は、周囲を日光国立公園、八溝県立自然公園、那珂川県立自然公園に囲まれ、ランドスケープとなる山々や清流など「空と水と緑」のコントラストが映える優れた景観を有しており、それらが明治期の元勲達に代表される開拓の歴史と結びつき、ロマンと品格に満ちた風土を醸し出しています。国会等移転審議会の総合評価における評価項目の一つである「景観の魅力」において満点の評価を得たように、那須地域の品格のある景観は新しい日本の顔となる新都市を整備するのにふさわしい景観です。

現在県では、この自然景観を損ねることなく観光資源として有効に活用し、地域の発展を図るために、行政と県民とが協力して県独自の取組を行っています。

例えば、「とちぎふるさと街道景観条例」により、那須街道などの優れた景観をもつ街道の景観保全に努めています。また、「大規模建築物の建築に関する事前指導要綱」や「屋外広告物条例」等により、建築物の建築や広告物の掲示等の際にも、周囲の良好な景観を保つための規制・指導を行っており、このような取組は、国会等の移転に伴う新都市の整備に当たっても、重要な位置を占めるものと考えます。

また、新たに整備される建築物や土木構造物及びその他の建造物の外観も、品格ある風景が形成されるように配慮することが必要であり、この場合、道路等の交通施設については、利用する人の目から見た景観の展開に配慮するとともに、必要に応じて、それらが自然的景観の中にとけ込む工夫を講じるなど、那須地域の優れた景観の保全に配慮した整備手法を検討する必要があると考えます。

### 国会等移転審議会答申（平成 11 年 12 月）

#### 『首都機能の移転先となる新都市のあり方 風格ある景観の形成』

新都市は、我が国の伝統文化に根ざしつつ、我が国の新しい姿を内外に示すものとなる。日本国民が誇りを抱き、そこを訪れる諸外国の人々にとっては我が国に対して心を開く契機となるべきものである。国政の中心地としての風格を備えつつ、国民に開かれた政治と行政にふさわしい、親しみとゆとりのある景観が望まれる。自然的景観にも配慮した、いわば一国の応接室としてふさわしい新都市を形成するよう努めるべきである。

#### とちぎふるさと街道景観条例の概要（改正条例 平成4年5月7日施行）

本県が有する優れた自然景観を保全するため、それが最も失われ易い街道沿いの景観の形成を図っていくことにより、緑豊かなふるさとの景観を守り育て、県民にとって誇りと愛着のもてる県土を形成することを目的としている。

具体的には、街道景観の形成を推進することが特に必要な沿道区域を街道景観形成地区として指定し、その地域において、建築物の新築などの行為を行う場合に事前届出を必要とし、必要に応じ、建築物の街道から20m以上の後退や、街道から20m以内にある樹木の伐採制限等について指導できるものとしている。

また、「自然景観保全基金」を設け、必要な土地の買い取りもできることとしている。

#### 大規模建築物の建築に関する事前指導要綱の概要（平成3年3月1日から実施）

大規模建築物の建築が地域の自然景観や生活環境に影響を与え、更にリゾートマンション等の建築が公共負担の増加等地域社会に著しい影響を与えるおそれがあることから、大規模な建築物の建築に関する事前指導、調整について必要な事項を定め、本県が有する優れた自然景観や良好な環境の保全を積極的に図るため、制定されたものである。

未線引き都市計画区域（用途地域を除く）や都市計画区域外の地域において、建築物の高さを35m以下に制限するなどの指導を行っている。

#### 屋外広告物条例の概要（改正条例 平成11年10月1日施行）

美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物の掲出などについて具体的な規制内容を定めている。

国立公園や県立自然公園の区域は美しい自然景観を有する地域であるため、原則として広告物の掲出が出来ない地域に指定している。

また、秩序ある広告物の掲出を図るため、ほぼ県内全域において、屋外広告物の掲出に際し原則として許可を必要とすることとしている。

それぞれの地域・場所にあった広告物の掲出、広告景観の形成を図るため、許可地域を5種類に区分し、広告物の高さや表示面積などを指導している。

今回の改正により、那須街道、那須横断道路・塩原街道・御用邸通りの一部の両側500mについては、のぼり旗形式の広告や野立の広告板の掲出が原則禁止となった。